



第18回 定時株主総会招集ご通知

新型コロナウイルスの感染拡大防止に向けて、皆様の安全・安心を最優先に、定時株主総会へのご来場を見合わせていただきますようお願い申し上げます。また、ご出席の株主さまへのお土産はとりやめとさせていただきます。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

クックパッド株式会社 証券コード:2193

毎日の料理を 楽しみにする



第18回定時株主総会招集ご通知 議決権行使方法についてのご案内	4
株主総会参考書類	6
事業報告	39

株主の皆様へ

株主の皆様におかれましては、平素より当社への格別のご理解とご支援を賜り、誠にありがとうございます。

当社は「毎日の料理を楽しみにする」というミッションの下、日本のみならず世界中の料理の「つくり手」を増やすべく、料理に関する様々な課題解決に向けた積極的な投資を行っています。2017年に、次の10年間を長期的な成長のための投資期間と決めました。この期間に当社は、世界中の人々が楽しんで料理をしてもらえるサービスを目指し、料理を取り巻くバリューチェーンの中で「つくり手」を増やすためのプロダクト開発に注力することとしました。

ここ数年、当社は様々な経営判断をしてきました。中には株主の皆様の意向に沿わないこともあったかもしれませんが、しかしながら、ミッションの実現のためには、短期的な利益追求ではなく、長期的な投資を行うことが重要だと考

えています。また、大胆かつ柔軟な意思決定を行うことで、それぞれの市場での圧倒的No.1のポジションに立つことを目指します。よって、将来のコミットメントにしばられる経営は行わない所存です。それは、株主の皆様にも長期的な価値を提供し、世界中にインパクトを与え続けることにつながっていると思っています。

新型コロナウイルス感染症が流行し始めてから2年が経過しました。未曾有の危機に直面し、生活のあらゆる側面で心身の健康を維持することの難しさ、大切さを意識することが多かったのではないのでしょうか。当社は、クックパッドを通して、世界中の人々の心身の健康が「毎日の料理を楽しみにする」ことによって実現できるよう邁進してまいります。株主の皆様におかれましては、引き続きご支援賜りますようお願い申し上げます。

クックパッド株式会社
代表執行役 岩田 林平

証券コード 2193
2022年 3月 3日

株 主 各 位

神奈川県横浜市西区みなとみらい3丁目7番1号
WeWorkオーシャンゲートみなとみらい
クックパッド株式会社
代表執行役 岩田 林平

第18回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第18回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、本年は、**新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、株主総会当日のご来場を見合わせていただき、「議決権行使方法についてのご案内」(次頁)のとおり、郵送又はインターネット等により、2022年3月24日(木曜日)午後6時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。**

敬 具

記

1 日 時 2022年3月25日(金曜日)午後5時
(受付開始は午後4時)

2 場 所 神奈川県横浜市中区新港1-1-1
横浜赤レンガ倉庫1号館 ホール&スペース(3階)

3 目的事項 報告事項 1. 第25期(2021年1月1日から2021年12月31日まで)事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査委員会の連結計算書類監査結果の報告の件
2. 第25期(2021年1月1日から2021年12月31日まで)計算書類報告の件

決議事項 第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役6名選任の件
第3号議案 ストック・オプションとして
新株予約権を発行する件
第4号議案 当社株式等の大規模買付行為等に関する
対応策(買収防衛策)の承認の件

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。また、議事資料として本冊子をご持参くださいますようお願い申しあげます。
- ◎当日は、当社の株主さま以外の方はご入場いただけませんのでご注意ください。代理人による議決権のご行使は、議決権を有する株主の方1名に委任する場合には限られます。なお、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますので、ご了承ください。
- ◎事業報告、連結計算書類及び計算書類並びに株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(アドレス <https://info.cookpad.com/ir>)に掲載させていただきます。
- ◎遠方に住んでいるなどのご事情で株主総会に出席できない株主さまとの公平性を勘案して、株主総会にご出席の株主さまへのお土産はとりやめとさせていただきます。何卒ご理解賜りますようお願い申しあげます。
- ◎以下の事項につきましては、法令及び当社定款第20条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知には記載していません。

[事業報告] 事業の経過及びその成果、対処すべき課題、企業集団の財産及び損益の状況、主要な事業内容、主要な拠点、従業員の状況、主要な借入先の状況、株式の状況、会計監査人の状況、業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要、株式会社の支配に関する基本方針、剰余金の配当等の決定に関する方針

[連結計算書類] 連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書、連結注記表

[計算書類] 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表

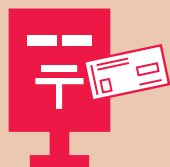
[監査報告] 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告、会計監査人の監査報告、監査委員会の監査報告

▶当社ウェブサイト <https://info.cookpad.com/ir>

議決権行使方法についてのご案内

議決権の行使には、株主総会へのご出席によるほか、以下の2つの方法がございます。本年は、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、郵送又はインターネットによる議決権行使を積極にご活用いただきますようお願い申し上げます。

お手数ながら、後記の株主総会参考書類をご検討の上、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。



● 郵送による議決権行使

行使期限

2022年3月24日（木曜日）午後6時30分到着

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示の上、行使期限までに到着するようにご返送ください。



● インターネットによる議決権行使

行使期限

2022年3月24日（木曜日）午後6時30分まで

当社議決権行使サイトにアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご登録ください。

【議決権行使サイト URL】 <https://www.web54.net>

※一部のインターネット閲覧ソフトウェア、携帯電話の一部機種ではご利用いただけません。

▶詳細は次頁をご参照ください。

機関投資家の皆様へ

当社は、(株)ICJが運営する「機関投資家向け」議決権電子行使プラットフォームに参加しております。

議決権の行使にあたっては、以下の事項を予めご承知おきください。

- 議決権行使書面と電磁的方法（インターネット等）により議決権を重複して行使された場合は、電磁的方法（インターネット等）による議決権行使を有効なものとして取り扱います。
- 議決権を同一方法により重複して行使された場合は、最後に行使されたものを有効なものとして取り扱います。

● インターネットによる議決権行使 ●



行使期限

2022年3月24日(木曜日)
午後6時30分行使分まで

パソコン、スマートフォンから、
議決権行使ウェブサイト

<https://www.web54.net>

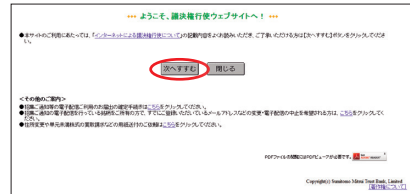
にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って議案に対する賛否をご登録ください。



バーコード読取機能付のスマートフォンを利用して左の「QRコード」を読み取り、議決権行使ウェブサイトへアクセスすることも可能です。

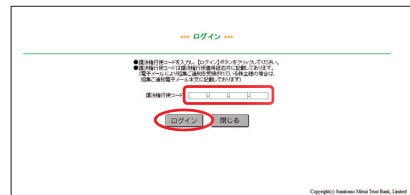
- ※ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通信料金等は株主様のご負担となります。
- ※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

① 議決権行使ウェブサイトへアクセスする



「次へすすむ」をクリックしてください。

② ログインする



同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力いただき、「ログイン」をクリックしてください。

以降は画面の案内に従って
ご入力ください。

ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

インターネットによる議決権行使について ☎0120-652-031 (9:00~21:00)

その他のご照会 ☎0120-782-031 (平日9:00~17:00)

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

(1) 「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和3年法律第70号）」が成立し新たに上場会社に場所の定めのない株主総会（いわゆるバーチャルオンリー株主総会）の開催が認められました（2021年6月16日施行）。多くの株主の皆様が出席しやすくなることで、株主総会の活性化・効率化・円滑化につながり、また、新型コロナウイルス感染症等の対策にも資するバーチャルオンリー株主総会を開催することができるよう、所定の変更を行うものであります。

(2) 2019年の会社法改正により、株主総会参考書類等の電子提供措置が認められたため、電子提供措置に係る改正会社法の施行日以降、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨及び書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができる旨の規定を設けるものであります。

また、現行の株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定は不要となるため、これを削除するとともに、これらの変更に伴う効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
第1条～第13条 （条文省略）	第1条～第13条 （現行どおり）
（株主総会の招集）	（株主総会の招集）
第14条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に随時これを招集する。 （新設）	第14条 1. 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に随時これを招集する。 2. <u>当会社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。</u>
第15条～第19条 （条文省略）	第15条～第19条 （現行どおり）

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第20条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>(株主総会資料の電子提供措置)</p> <p>第20条 1. 当社は、株主総会の招集に際し、会社法第325条の2に定める電子提供措置をとる。 2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>
<p>第21条～第50条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第21条～第50条 (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p>(株主総会の招集に関する経過措置)</p> <p>第1条 現行定款第14条(株主総会の招集)の変更は、当社が実施する場所の定めのない株主総会が、経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けた日をもってその効力を生じるものとし、本条は、効力発生日経過後にこれを削除する。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</p> <p>第2条 1. 変更前定款第20条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び変更後定款第20条(株主総会資料の電子提供措置)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条但書に定める施行の日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。 2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6ヶ月以内の日に開催する株主総会については、変更前定款第20条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。 3. 本条は、施行日から6ヶ月を経過した日または前項の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日をもってこれを削除する。</p>

第2号議案 取締役6名選任の件

現任取締役5名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、コーポレート・ガバナンス強化の観点から、社外取締役を1名増員し、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日) 担当	略歴及び地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数
1	佐野 陽光 (1973年5月1日生) 指名委員 報酬委員 再任	1997年10月 (株)コイン (現 当社) 設立 2004年9月 当社代表取締役 就任 2007年7月 当社代表執行役兼取締役 就任 2012年5月 当社取締役兼執行役 就任 2012年7月 当社取締役 就任 (現任) 2016年3月 当社執行役 就任 (現任) 2016年6月 Cookpad Limited(U.K.)Director 就任 (現任)	46,582,800株
<p>【取締役候補者とする理由】 当社の創業者として、企業理念の設計や主要サービスの開発を成功させており、執行役を兼任する取締役として、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たしてきたことから、引き続き、当社の事業拡大及び経営全般に対する適切な役割が期待できると判断したためです。</p>			
2	岩田 林平 (1974年3月22日生) 再任	1996年4月 (株)三和銀行 (現 (株)三菱UFJ銀行) 入行 1999年4月 日本輸出入銀行 (現 (株)国際協力銀行) 出向 2005年9月 マッキンゼー・アンド・カンパニー インコーポレイテッド・ジャパン 入社 2013年4月 同社プリンシパル (パートナー) 2016年2月 当社執行役 就任 2016年3月 当社取締役 就任 (現任) 2016年3月 当社代表執行役 就任 (現任)	0株
<p>【取締役候補者とする理由】 当社の代表執行役として事業を牽引してきており、執行役を兼任する取締役として、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たしてきたことから、引き続き、当社の事業拡大及び経営全般に対する適切な役割が期待できると判断したためです。</p>			
3	北川 徹 (1960年8月4日生) 監査委員 (委員長) 報酬委員 再任 社外取締役	1983年4月 兼松江商(株) (現 兼松(株)) 入社 1999年11月 日本通信(株) 入社 経営企画室長 2001年2月 日本ボルチモアテクノロジー(株) 入社 財務担当上席執行役員 2002年1月 リーバイ・ストラウス ジャパン(株) 入社 ファイナンスコントローラー 2006年9月 スターバックス コーヒー ジャパン(株) 入社 CFO/オフィサー 2016年3月 当社取締役 就任 (現任) 2017年6月 KOA(株)社外取締役 (現任) 2018年3月 (株)カヤック社外取締役 (現任) (重要な兼職の状況) KOA(株)社外取締役 (株)カヤック社外取締役	15,800株
<p>【社外取締役候補者とする理由及び期待される役割の概要】 スターバックス コーヒー ジャパン(株)CFO/オフィサー (戦略・ファイナンス・サプライチェーン等を担当) を含む複数のB2Cブランド事業での戦略・財務の経験に基づき、当社の経営に対して適切な監督、助言をいただけると期待できるものと判断したためです。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日) 担当	略歴及び地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数
4	いが やす 代 (1963年4月6日生) 指名委員 (委員長) 報酬委員 監査委員 再任 社外取締役	1986年4月 日興証券(株) (現 SMBC日興証券(株)) 入社 1993年6月 カリフォルニア大学バークレー校経営大学院修士号取得 1993年8月 マッキンゼー・アンド・カンパニー インコーポレイテッド・ジャパン 入社 1998年5月 同社採用マネージャー 2010年12月 組織・人事コンサルタントとして独立 2017年3月 当社取締役 就任 (現任) (重要な兼職の状況) 組織・人事コンサルタント	22,400株
【社外取締役候補者とする理由及び期待される役割の概要】 コンサルティング会社の採用マネージャー、組織・人事コンサルタントとしての人事、採用、人材開発における豊富な知見に基づき、当社の経営に対して適切な監督、助言をいただけると期待できるものと判断したためです。			
5	ラウール フォッペ Raoul Foppe マーティン ルーター Maarten Luther オーベルマン Oberman (1959年7月24日生) 新任 社外取締役	1979年7月 Deutsche Bank AG 入社 1991年3月 Mckinsey and Company Inc. 入社 2011年1月 Asosiasi Kemitraan Pertanian Berkelanjutan Indonesia 社外取締役 (現任) 2015年3月 Lion City Applied Science Pte. Ltd. 入社 2018年1月 Sasya Terra Pte. Ltd. (現任) 2018年9月 Artemis Impact Pte. Ltd. (現任) 2020年12月 Ariadne Maps GmbH アドバイザリーボードメンバー (現任) (重要な兼職の状況) Asosiasi Kemitraan Pertanian Berkelanjutan Indonesia 社外取締役 Ariadne Maps GmbH アドバイザリーボードメンバー	0株
【社外取締役候補者とする理由及び期待される役割の概要】 金融業及びコンサルティング会社において欧州、中東やアジア諸国を含む多国籍企業の経営陣や政府への豊富なアドバイスの経験を有しているため、当社の経営に対して適切な監督、助言をいただけると期待できるものと判断したためです。			

<p style="text-align: center;">たなかひろたか 田中宏隆 (1974年10月7日生)</p> <p style="text-align: center;">新任</p> <p style="text-align: center;">社外取締役</p>	<p>1998年4月 松下電器産業(株) (現 パナソニック(株)) 入社 2007年9月 マッキンゼー・アンド・カンパニー インコーポレイテッド・ジャパン 入社 2015年10月 (株)ベイカレント・コンサルティング 入社 2017年1月 (株)シグマクシス 入社 2020年4月 (社)SPACE FOODSPHERE 理事 (現任) 2021年4月 (株)シグマクシス 常務執行役員 (現任) 2022年1月 ベースフード(株) 社外取締役 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) (社)SPACE FOODSPHERE 理事 (株)シグマクシス 常務執行役員 ベースフード(株) 社外取締役</p>	<p style="text-align: right;">0株</p>
--	--	--------------------------------------

6

【社外取締役候補者とする理由及び期待される役割の概要】

テクノロジー・通信業界を中心とした戦略コンサルティング経験を経て、フードテック領域においても豊富な知見を有することから、当社の経営に対して適切な監督、助言をいただけると期待できるものと判断したためです。

- (注) 1. 北川徹氏、伊賀泰代氏、Raoul Foppe Maarten Luther Oberman氏及び田中宏隆氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。なお、社外取締役候補者とする理由及び期待される役割の概要は、社外取締役候補者の略歴下段に記載しています。
2. 「所有する当社の株式数」は、2021年12月31日現在の所有株式数を記載しています。
3. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
4. 北川徹氏及び伊賀泰代氏は、現在当社の社外取締役であり、本総会終結の時をもって、社外取締役としての在任期間が北川徹氏は6年、伊賀泰代氏は5年となります。
5. 取締役との責任限定契約について
当社は、会社法第427条第1項及び当社定款に基づき、北川徹氏及び伊賀泰代氏との間で、会社法第423条第1項に定める賠償責任の限度額を、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度とする旨の責任限定契約を締結しており、本総会において各氏の再任が承認された場合、同契約を継続する予定であります。また、Raoul Foppe Maarten Luther Oberman氏及び田中宏隆氏との間では、本総会において各氏の選任が承認された場合、同内容の契約を締結する予定であります。
6. 当社は、北川徹氏及び伊賀泰代氏を、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ており、本総会において各氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員として届け出る予定であります。また、Raoul Foppe Maarten Luther Oberman氏及び田中宏隆氏につきましては、本総会において各氏の選任が承認された場合、各氏を新たに独立役員として届け出る予定であります。
7. 補償契約について
当社は、本総会において各候補者の再任又は選任が承認された場合、各候補者との間で、会社法第430条の2第1項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することを内容とする同項に定める補償契約を締結する予定であります。
8. 役員等賠償責任保険契約について
当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により填補することとしています。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなり、また、当該保険契約は、次回更新時においても同内容での更新を予定しています。

第3号議案 ストック・オプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、以下の要領により、当社の執行役員及び従業員、並びに当社子会社の取締役及び従業員を対象とするストック・オプションとして発行する新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の募集事項の決定を取締役に委任することにつきご承認をお願いするものであります。なお、取締役会は、会社法第416条第4項に基づき、代表執行役に本新株予約権の募集事項の決定を委任いたします。

1. 特に有利な条件により新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由
当社の執行役員及び従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員の業績向上に対する意欲や士気を高めると共に、優秀な人材の確保をすることを目的として、当社の執行役員及び従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員に対して新株予約権を無償で発行するものです。

2. 新株予約権割当の対象者
当社の執行役員及び従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員

3. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

当社普通株式 1,900,000株を上限とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、本総会決議日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で必要と認められる株式数の調整を行うものとする。

(2) 新株予約権の数

19,000個を上限とする。

なお、本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。ただし、上記(1)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

(3) 新株予約権と引換えに払込む金銭

本新株予約権と引換えに金銭を払込むことを要しないものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は以下のとおりとする。

本新株予約権の割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げる。）又は割当日の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）のいずれか高い金額とする。

なお、本新株予約権の割当日の後、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合、行使価額を次に定める算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

本新株予約権の目的となる株式の時価総額及び行使価額の総額は、当該調整の前後において実質的に同一となる。

上記のほか、本総会決議日後、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で必要と認められる行使価額の調整を行うものとする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下「行使期間」という。）は、本新株予約権の発行決議日から起算して5年を経過した日より5年間とする。

(6) 新株予約権の行使条件

- ① 本新株予約権を保有する新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社、当社子会社の取締役、執行役、監査役又は従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、死亡、転籍その他当社取締役会が正当な理由があると認めた場合にはこの限りではない。
- ② 本新株予約権者が行使期間前から休職しておらず、且つ本新株予約権者が行使期間中に死亡した場合は、死亡後1年以内に限り、その相続人又は法定代表者が当社所定の手続きに従い、当該本新株予約権者が付与された権利の範囲内で本新株予約権を行使できるものとする。
- ③ 本新株予約権者は、本新株予約権を、別途当社と本新株予約権者が締結する割当契約に定める条件を達成した場合に限り、当該契約に定める期間の限度において行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてののみ行使することができるものとする。
- ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤ 各新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

(7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計

算規則第17条第1項に従い計算される資本金等増加限度額（以下「資本金等増加限度額」という。）の2分の1に相当する額とする。ただし、1円未満の端数が生じる場合、その端数を切り上げるものとし、本新株予約権の行使に応じて行う株式の交付にかかる費用の額として資本金等増加限度額から減ずるべき額は、0円とする。

- ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を控除した額とする。
- (8) 新株予約権の譲渡による取得の制限
本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要する。
- (9) 新株予約権の取得事由
 - ① 本新株予約権の割当日から行使期間の開始日の前日までの間に、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の当日を含む直近の21取引日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。ただし、当該期間中に株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整されるものとする。）が一度でもその時点の行使価額の65%を下回った場合において、当社取締役会が取得する日を定めるときは、当該日が到来することをもって、当社は本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
 - ② 当社が吸収合併消滅会社もしくは新設合併消滅会社となる吸収合併契約もしくは新設合併契約、当社が株式交換完全子会社となる株式交換契約もしくは当社が株式移転完全子会社となる株式移転計画、又は当社が吸収分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割会社となる新設分割計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合は取締役会の承認）がなされ、且つ当社が取締役会決議により本新株予約権の取得を必要と認めて一定の日を定め、当該日が到来したときは、当該日に当社は本新株予約権の全部を無償にて取得することができる。
 - ③ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案が可決された場合には、当社取締役会が別途定める日に、当社は本新株予約権の全部を無償にて取得することができる。
 - ④ 本新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案が可決された場合には、当社取締役会が別途定める日に、当社は本新株予約権の全部を無償にて取得することができる。
- (10) 組織再編における新株予約権の消滅及び再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針
当社が、合併（当社が消滅会社となる合併に限る。）、株式交換又は株式移転（以上を総称して「組織再編行為」という。）をする場合であって、且つ当該組織再編行為にかかる契約又は計画において、会社法第236条第1項第8号のイ・ニ・ホに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれに交付する旨を定めた場合に限り、組織再編行為の効力発生日（新設型再編においては設立登記申請日。以下同

- じ。)の直前において残存する本新株予約権者に対し、当該本新株予約権の消滅と引き換えに、再編対象会社の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。
- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存する本新株予約権の本新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - ② 新株予約権の目的である株式の種類及び数又は算定方法
新株予約権の目的である株式の種類は、再編対象会社の普通株式とする。新株予約権の目的である株式の数は、組織再編行為の効力発生日の前日における本新株予約権の目的である株式の数に合併比率又は株式交換もしくは株式移転比率を乗じた数に必要な調整を行った数とし、組織再編の効力発生日後は上記(1)に準じて調整する。
 - ③ 新株予約権の行使に際して出資される金額又は算定方法
組織再編行為の効力発生日の前日における本新株予約権の行使価額に、必要な調整を行った額とし、組織再編の効力発生日後は上記(4)に準じて調整する。
 - ④ 新株予約権を行使することができる期間
本新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - ⑤ 新株予約権の行使の条件
上記(6)に準じて決定する。
 - ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記(7)に準じて決定する。
 - ⑦ 新株予約権の譲渡による取得の制限
新株予約権の譲渡による取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
 - ⑧ 再編対象会社による新株予約権の取得事由
上記(9)に準じて決定する。
- (11) 行使時に交付すべき株式数の1株に満たない端数の処理
本新株予約権を行使した本新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数を切り捨てるものとする。
- (12) 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項
当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

第4号議案 当社株式等の大規模買付行為等に関する対応策（買収防衛策）の承認の件

当社は、2021年12月24日開催の当社取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号に規定されるものをいい、以下、「基本方針」といいます。）を定めると共に、この基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み（同号口（2）に規定されるものをいいます。）の一つとして、下記のとおり、当社株式等の大規模買付行為等に関する対応策（買収防衛策）（以下、「本プラン」といいます。）を導入することに関して決議を行いました。なお、本プランの導入につきましては、上記取締役会において、独立社外取締役3名を含む当社取締役全員の賛成によって決議されています。

本プランは、2021年12月24日付けで効力を生じていますが、株主の皆様のご意思をより反映させるといふ観点から、本総会において本プランの導入に関する承認議案につき、株主の皆様のご承認が得られなかった場合には、直ちに廃止されるものとしています。

従いまして、本プランを導入することにつき、株主の皆様のご承認をお願いするものであります。

なお、会社法及び金融商品取引法その他の法令、それらに関する規則、政令、内閣府令及び省令等並びに当社の株式等が上場されている金融商品取引所の規則等（以下、総称して「法令等」といいます。）に改正（法令等の名称の変更や旧法令等を承継する新法令等の制定等を含みます。以下同じ）があり、これらが施行された場合には、本プランにおいて引用する法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後のこれらの法令等の各条項を実質的に承継する法令等の各条項に、それぞれ読み替えられるものとします。

I. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式等の大規模買付行為等（下記Ⅲ. 2. (1)①に定義されます。以下同じ）であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様の決定に委ねられるべきだと考えています。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、例えばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性がある等、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありえます。

そのような提案において、大規模買付行為等により、当社グループの企業価値の源泉が中長期的に見て毀損されるおそれが存する場合等、当社グループの企業価値向上又は株主共同の利益の最大化が妨げられるおそれが存する場合には、大規模買付者（下記Ⅲ. 2. (1)①に定義されます。以下同じ）は当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切で

あるものとして、当社取締役会は、善管注意義務を負う受託者の当然の責務として、法令等及び当社の定款によって許容される限度において、場合により、当社グループの企業価値向上及び株主共同の利益の最大化のために相当の措置を講じる必要があると考えています。

II. 基本方針の実現に資する特別な取り組み

(1) 当社グループの事業内容とMission

当社グループは、「毎日の料理を楽しみにする」というMissionを掲げ、定款第2条においても当該Missionを定め、料理レシピの投稿・検索サービス「クックパッド」の運営を主たる事業としています。当社グループは、このMissionのもと、個人と社会と地球が抱える様々な課題を、料理をとおして見つけ、考え、解決し、これからの時代にふさわしい豊かさをつくっていくことを当社の使命と考え、会社の経営の基本方針としています。

(2) 企業価値向上に向けた取り組み

「クックパッド」は、毎日の料理に対する「今日、何つくろう」という課題を解決するユーザー投稿型のプラットフォームとして、国内で幅広く認知されるサービスに成長しました。

しかし、「毎日の料理を楽しみにする」というMission実現のためには、社会と地球が抱える様々な課題を解決していかなければならないと考えています。なぜなら、料理をつくることは健康なからだをつくることであり、それは、豊かな社会をつくり、地球のこれらをつくることであると考えているからです。当社は、この考えに基づき、料理の作り手を増やすことがMission実現のために必要であると位置づけています。

そこで、当社グループは、2017年より10年間を投資フェーズと定め、下記の3つの目標を掲げ、企業価値の向上と株主価値の最大化に向けて取り組んでいます。

① 日本中心のサービスから世界中で使われるサービスに

「今日、何つくろう」という課題は、日本のみならず世界共通の課題であると考えています。現在料理レシピの投稿・検索サービス「クックパッド」は日本を含め世界74カ国32言語において利用されています。

このように料理に関する課題は世界共通であり、世界中で料理の作り手を増やすことがMission実現には不可欠であると考えていますので、当社グループが提供するサービスは、特定の国のサービスとしてではなく、世界中で使われるサービスとなるよう、様々な課題解決を行っていきます。

② 便利なサービスから楽しみになるサービスに

「クックパッド」は、国内においては簡単で便利に、調理の再現性の高いレシピが見つげられるサービスとしての圧倒的なポジションを確立することができました。しかしながら、Mission実現のために必要不可欠な料理の作り手を増やすためには、「料理が楽しみになる」ことこそ、近道だと考え、多くの人に料理が広がる上での鍵だと考えています。

③ レシピの会社から料理の会社に

レシピは「今日、何つくろう」という課題解決には役立ちますが、料理に至るまでに

は、食品の生産や、流通、ユーザーの買い物等様々なシーンが存在します。レシピのみならず、料理に至るまでの重要な課題の解決をしていきます。

(3) コーポレート・ガバナンスの強化

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループは、料理に関連した事業を行っているため、とりわけ社会からの信頼が求められ、この信頼の維持が、当社グループの企業価値の基盤となると考えています。このため、適時適正なコーポレート・ガバナンスを構築し、常に、経営の透明性及び効率性を確保できる体制を整備することが必要不可欠であると認識しています。

② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

上記①に加えて、企業価値の継続的な向上も、当社グループが社会からの信頼を維持していくには必要不可欠であると考えています。このため、当社は、経営において「監督と執行の分離」が可能な体制を構築することが最も効果的であると考え、2007年7月24日の定時株主総会の決議において、委員会設置会社（現在の指名委員会等設置会社）へ移行しています。過半数を社外取締役から構成する取締役会は、執行役への大幅な権限委譲を行うと共に、これらの業務執行を独立した立場から監督することで、「業務執行の機動性及び柔軟性」と「適時適正な監督」を両立させることを可能としています。これらの体制に基づき最善の意思決定を行うことにより経営の適正性を確保すると共に、過半数を社外取締役が占める「指名委員会」、「報酬委員会」及び「監査委員会」の3委員会を設置して「監督と執行の分離」の徹底を図っています。

当社の業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能は以下のとおりです。

◆取締役会

当社の取締役会は取締役5名（うち社外取締役3名）で構成されており、経営の基本方針を決定すると共に、大幅な権限委譲を執行役に行い、当該執行役の業務執行状況を監督しています。

◆3委員会

1. 監査委員会

当社の監査委員会は、社外取締役3名で構成されています。各々が異なる専門分野を有する社外取締役により構成することで、様々な視点での監査が可能であると考え選任をしています。監査委員会における付議事項としては、取締役及び執行役の業務執行の監査・監督及び株主総会に提出する会計監査人の選任・解任議案の内容を決定することとしています。なお、監査補助者が事務局を担当し、欠席委員への対応や事前の付議事項共有を実施し、迅速かつ適切な委員会運営を行っています。

2. 指名委員会

当社の指名委員会は、取締役3名（うち社外取締役2名）で構成されており、過半数を社外取締役で構成することにより、指名の適正性を確保する体制としています。指名委員会における付議事項としては、株主総会に提出する取締役選任・解任議案の内容を決定することとしています。なお、人事部内に事務局を設置し、欠席

委員への対応や事前の付議事項共有を実施し、迅速かつ適切な委員会運営を行っています。

3. 報酬委員会

当社の報酬委員会は、取締役3名（うち社外取締役2名）で構成されており、過半数を社外取締役で構成することにより、報酬の適正性を確保する体制としています。これにより、監督する立場から業務執行を公正に評価できる体制が構築できると考えています。取締役及び執行役の報酬等の基本方針の決定並びに個人別の報酬の額及び具体的な算定方法を決定することとしています。なお、人事部内に事務局を設置し、欠席委員への対応や事前の付議事項共有を実施し、迅速かつ適切な委員会運営を行っています。

◆執行役

当社の執行役は、取締役会の定めた基本方針に従い、業務執行に関する事項を決議又は決定しています。

◆監査体制

当社の監査体制は、監査委員会、監査補助者、内部監査担当者が会計監査人及び顧問弁護士と連携し、監査体制を構築しています。

③ その他

上記のほか、当社は、最新のコーポレートガバナンス・コードを踏まえながら、コーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでいます。当社のコーポレート・ガバナンス体制の詳細につきましては当社コーポレート・ガバナンス報告書

(https://info.cookpad.com/ir/management_index/governance/) をご参照ください。

Ⅲ. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

1. 本プランの目的

当社は、上記Ⅰ. のとおり、大規模買付者に対して、場合によっては何らかの措置を講ずる必要が生じ得るものと考えますが、上場会社である以上、大規模買付者に対して株式を売却するか否かの判断や、大規模買付者に対して会社の経営を委ねることの是非に関する最終的な判断は、基本的には、個々の株主の皆様のご意思に委ねられるべきものだと考えています。

しかしながら、株主の皆様適切な判断を行っていただくためには、その前提として、上記のような当社及び当社グループ固有の事業特性や当社及び当社グループの歴史を十分に踏まえていただいた上で、当社グループの企業価値とその価値を生み出している源泉につき適切な把握をしていただくことが必要であると考えます。そして、大規模買付者による当社の支配株式の取得が当社グループの企業価値やその価値の源泉に対してどのような影響を及ぼし得るかを把握するためには、大規模買付者から提供される情報だけでは不十分な場合も容易に想定され、株主の皆様適切な判断を行っていただくためには、当社及び当社グループ固有の事業特性を十分に理解している当社取締役会から提供される情報並びに当該大規模買付者による支配

株式の取得行為に対する当社取締役会の評価・意見や、場合によっては当社取締役会による新たな提案を踏まえていただくことが必要であると考えます。

したがいまして、当社といたしましては、株主の皆様に対して、これらの多角的な情報を分析し、検討していただくための十分な時間を確保することが非常に重要であると考えています。

以上の見地から、当社は、上記の基本方針を踏まえ、大規模買付者に対して事前に大規模買付行為等に関する必要な情報の提供及び考慮・交渉のための期間の確保を求めることによって、当該大規模買付行為等に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断されること、当社取締役会が、独立委員会（下記2. (1)⑤に定義されます。以下同じ）の勧告を受けて当該大規模買付行為等に対する賛否の意見又は当該大規模買付者が提示する買収提案や事業計画等に代替する事業計画等（以下、「代替案」といいます。）を株主の皆様に対して提示すること、あるいは、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とし、もって基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みの一つとして、本プランの導入が必要であるとの結論に達しました。本プランの導入に際しましては、株主の皆様のご意思を確認することが望ましいことはいうまでもありません。そのため、当社といたしましては、2021年12月24日付けで本プランの効力が発生するものとしたしますが、本総会において、本プランの導入につき株主の皆様のご意思を確認させていただき、株主の皆様のご承認が得られなかった場合には直ちに本プランを廃止することいたしました。

以上の理由により、当社取締役会は、2021年12月24日付けで本プランの効力を発生させるものの、本総会において、本プランの導入に関する承認議案を付議することを通じて、株主の皆様のご意思を確認させていただき、株主の皆様のご承認が得られなかった場合には直ちに廃止されるものとして、本プランの導入を決定しました。

なお、2021年12月31日現在における当社の大株主の状況は、インターネット開示事項7頁に記載のとおりであり、現時点において、当社株式会社について具体的な大規模買付行為等の兆候があるとの認識はございません。

また、当社の創業者目つ筆頭株主である佐野陽光取締役兼執行役の2021年12月31日現在における当社株式の保有比率は44.70%ですが、佐野取締役兼執行役は、当社の安定株主として当社と友好的な関係を構築しており、現時点において、本プランの適用対象とはなりません。なお、当社と佐野取締役兼執行役は、相互に独立した意思決定を行っており、当社と佐野取締役兼執行役との間には、佐野取締役兼執行役が今後も当社株式等を保有し続けることについての契約等は存在していません。従って、佐野取締役兼執行役の事情により譲渡その他の処分がなされ、今後保有比率が低下する可能性は否定できず、必ずしも将来にわたって当該株主が安定した地位を占めるものとまでは言えません。

2. 本プランの内容

本プランは、以下のとおり、当社株式等の大規模買付行為等を行おうとする者が遵守すべきルールを策定すると共に、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大規模買付行為等を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式等の大規模買付行為等を行おうとする者に対して、警告を行うものです。

(1) 本プランに係る手続

① 対象となる大規模買付行為等

本プランは以下の(i)から(iii)までのいずれかに該当する若しくは該当する可能性がある当社株式等の買付け又はこれに類似する行為（ただし、当社取締役会が承認したものを除きます。当該行為を、以下、「大規模買付行為等」といいます。）がなされ、又はなされようとする場合を適用対象とします。大規模買付行為等を行い、又は行おうとする者（以下、「大規模買付者」といいます。）は、予め本プランに定められる手続に従わなければならないものとします。

- (i) 当社が発行者である株式等¹について、当社の特定の株主の株式等保有割合²が20%以上となる買付けその他の取得³
- (ii) 当社が発行者である株式等⁴について、当社の特定の株主の株式等所有割合⁵及びその特別関係者⁶の株式等所有割合の合計が20%以上となる当該株式等の買付けその他の取得⁷
- (iii) 上記(i)又は(ii)に規定される各行為が行われたか否かにかかわらず、当社の特定の株主が、当社の他の株主（複数である場合を含みます。以下本(iii)において同じとします。）との間で行う行為であり、かつ当該行為の結果として当該他の株主が当該特定の株主の共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、又は当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係⁸を樹立する行為⁹（ただし、当社が発行者である株式等につき当該特定の株主と当該他の株主の株式等保有割合の合計が20%以上となるような場合に限り。）

② 意向表明書の当社への事前提出

大規模買付者には、大規模買付行為等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該大規模買付者が大規模買付行為等に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下、「意向表明書」といいます。）を当社の定める書式により、日本語で提出していただきます。

具体的には、意向表明書には、以下の事項を記載していただくと共に、大規模買付者が会社その他の法人である場合には、その定款、履歴事項全部証明書（又はそれらに相当するもの）並びに直近5事業年度における単体及び連結ベースでの貸借対照表及び損益計算書を、併せて提出していただきます。

(i) 大規模買付者の概要

(イ) 氏名又は名称及び住所又は所在地

- (ロ) 大規模買付者が会社その他の法人である場合には、その代表者、取締役（又はそれに相当する役職。以下同じ）及び監査役（又はそれに相当する役職。以下同じ）それぞれの氏名及びその過去10年間の経歴
 - (ハ) 大規模買付者が会社その他の法人である場合には、その目的及び事業の内容
 - (二) 大規模買付者が会社その他の法人である場合には、その直接・間接の大株主又は大口出資者（持株割合又は出資割合上位10名）及び究極的な実質支配株主（出資者）の概要
 - (ホ) 国内連絡先
 - (ヘ) 大規模買付者が会社その他の法人である場合には、その設立準拠法
 - (ト) 主要な出資先の名称、本社所在地及び事業内容並びにそれら主要出資先に対する持株割合ないし出資割合
- (ii) 大規模買付者が現に保有する当社株式等の数、及び意向表明書提出前60日間における大規模買付者の当社株式等の取引状況
 - (iii) 大規模買付者が提案する大規模買付行為等の概要（大規模買付者が大規模買付行為等により取得を予定する当社株式等の種類及び数、並びに大規模買付行為等の目的（支配権取得若しくは経営参加、純投資若しくは政策投資、大規模買付行為等の後の当社株式等の第三者への譲渡等、又は重要提案行為等¹⁰その他の目的がある場合には、その旨及び内容。なお、目的が複数ある場合にはそのすべてを記載していただきます。）を含みます。）

③ 本必要情報の提供

上記②の意向表明書をご提出いただいた場合には、大規模買付者におきましては、以下の手順に従い、当社に対して、大規模買付行為等に対する株主及び投資家の皆様のご判断並びに当社取締役会の評価・検討等のために必要かつ十分な情報（以下、「本必要情報」といいます。）を日本語で提供していただきます。

まず、当社は、大規模買付者に対して、意向表明書を提出していただいた日から10営業日¹¹（初日不算入）以内に、当初提出していただくべき情報を記載した情報リストを上記②(i)(ホ)の国内連絡先に発送いたしますので、大規模買付者には、情報リストに従って十分な情報を当社に提出していただきます。

また、情報リストに従い大規模買付者から提供された情報では、大規模買付行為等の内容及び態様等に照らして、株主及び投資家の皆様のご判断並びに当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が合理的に判断する場合には、適宜回答期限を定めた上で、当社取締役会が別途請求する追加の情報を大規模買付者から提供していただきます。なお、本必要情報の追加提供の要求は、本必要情報の提供が十分になされたと当社取締役会が認めるまで繰り返し行うことができますが、最終の回答期限日は、本必要情報の提供が十分になされたらと当社取締役会が認めない場合でも、大規模買付者が情報リストを受領した日から起算して60日を超えないものとします（ただし、大規模買付者等からの要請がある場合には、必要な範囲でこれを延長することがあります。）。

なお、大規模買付行為等の内容及び態様等にかかわらず、以下の各項目に関する情報は、原則として情報リストの一部に含まれるものとします。

- (i) 大規模買付者及びそのグループ（主要な株主又は出資者（直接であるか又は間接であるかを問いません。以下同じ）、重要な子会社・関連会社、共同保有者及び特別関係者を含み、ファンド若しくはその出資に係る事業体（日本法に基づいて設立されたものであるか外国法に基づいて設立されたものであるかを問わず、法形式の如何を問いません。以下、「ファンド等」といいます。）の場合又は買付者等が実質的に支配若しくは運用するファンド等が存する場合はその主要な組合員、出資者その他の構成員及び投資に関する助言を継続的に行っている者を含みます。以下同じ）の詳細（沿革、具体的名称、住所、設立準拠法、資本構成、出資先、出資先に対する出資割合、事業内容、財務内容、投資方針の詳細、過去10年以内における投融資活動の詳細、外国為替及び外国貿易法（以下、「外為法」といいます。）第26条第1項に規定される「外国投資家」への該当性の有無及びその根拠となる情報、並びに過去10年以内における法令違反行為の有無（及びそれが存する場合にはその概要）、並びに役員の氏名、過去10年間の経歴及び過去における法令違反行為の有無（及びそれが存する場合にはその概要）を含みます。）
- (ii) 大規模買付者及びそのグループの内部統制システム（グループ内部統制システムを含みます。）の具体的内容及び当該システムの実効性の有無ないし状況
- (iii) 大規模買付行為等の目的（意向表明書において開示していただいた目的の詳細）、方法及び内容（経営参画の意思の有無、大規模買付行為等の対象となる当社株式等の種類及び数、大規模買付行為等の対価の種類及び金額、大規模買付行為等の時期、関連する取引の仕組み、買付予定の当社株式等の数及び大規模買付行為等を行った後における株式等所有割合、大規模買付行為等の方法の適法性、大規模買付行為等及び関連する取引の実現可能性（大規模買付行為等を一定の条件に係らしめている場合には当該条件の内容）、並びに大規模買付行為等の完了後の当社株式等の保有方針並びに当社株式等が上場廃止となる見込みがある場合にはその旨及びその理由を含みます。なお、大規模買付行為等の方法の適法性については資格を有する弁護士による意見書を併せて提出していただきます。）
- (iv) 大規模買付行為等の対価の算定根拠及びその算定経緯（算定の前提事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報及び大規模買付行為等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジー及びディスシナジーの内容、算定の際に第三者の意見を聴取した場合における当該第三者の名称及び当該第三者に関する情報、意見の概要並びに当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を含みます。）
- (v) 大規模買付行為等の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者（直接であるか間接であるかを問いません。）を含みます。）の具体的名称、調達方法、資金提供が実行されるための条件の有無及び内容、資金提供後の担保ないし誓約事項の有無及び内容、並びに関連する取引の具体的内容を含みます。）

- (vi) 大規模買付行為等の際しての第三者との間における意思連絡（当社に対する重要提案行為等を行うことに関する意思連絡を含みます。以下同じ）の有無並びに意思連絡がある場合にはその具体的な態様及び内容並びに当該第三者の概要
- (vii) 大規模買付者及びそのグループによる、当社株式等の保有状況、当社株式等又は当社若しくは当社グループの事業に関連する資産を原資産とするデリバティブその他の金融派生商品の保有状況及び契約状況、並びに当社株式等の貸株、借株及び空売り等の状況
- (viii) 大規模買付者及びそのグループが既に保有する当社株式等に関する貸借契約、担保契約、売戻契約、売買の予約その他の重要な契約又は取決め（以下、「担保契約等」といいます。）がある場合には、その契約の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている当社株式等の数量等の当該担保契約等の具体的内容
- (ix) 大規模買付者が大規模買付行為等において取得を予定する当社株式等に関し担保契約等の締結その他の第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している合意の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている当社株式等の数量等の当該合意の具体的内容
- (x) 大規模買付行為等の完了後に企図されている当社及び当社グループの経営方針、大規模買付行為等の完了後に派遣を予定している取締役候補者の経歴その他の詳細に関する情報（当社及び当社グループの事業と同種の事業についての知識及び経験等に関する情報を含みます。）、事業計画、財務計画、資金計画、投資計画、資本政策及び配当政策等（大規模買付行為等の完了後における当社及び当社グループの資産の売却、担保提供その他の処分に関する計画を含みます。）
- (xi) 大規模買付行為等の完了後における当社及び当社グループの役員、従業員、労働組合、取引先、顧客及び地方公共団体その他の当社及び当社グループに係る利害関係者の処遇等の方針
- (xii) 大規模買付者と当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策
- (xiii) 大規模買付者が濫用的買収者（下記⑤(ii)に定義されます。）に該当しないことを誓約する旨の書面
- (xiv) 大規模買付行為等に関し適用される可能性のある外為法その他の国内外の法令等に基づく規制事項、国内外の政府又は第三者から取得すべき私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、外為法その他の法令等に基づく承認又は許認可等の取得の可能性（なお、これらの事項については、関係する法域における資格を有する弁護士による意見書を併せて提出していただきます。）
- (xv) 大規模買付行為等の完了後における当社グループの経営に関して必要な国内外の法令等に基づく許認可の維持の可能性及び国内外の法令等の規制遵守の可能性
- (xvi) 反社会的勢力ないしテロ関連組織との関連性の有無（直接的であるか間接的であるかを問いません。）及び関連が存在する場合にはその詳細

なお、当社取締役会は、適用ある法令等に従って、大規模買付者から大規模買付行為等の提案がなされた事実については適切に開示し、提案の概要及び本必要情報の概要その他の情報のうち株主及び投資家の皆様のご判断に必要であると認められる情報がある場合には、速やかに開示いたします。

また、当社取締役会は、大規模買付者による本必要情報の提供が十分になされたと認められた場合には、その旨を大規模買付者に通知（以下、「情報提供完了通知」といいます。）すると共に、その旨を適用ある法令等に従って速やかに開示いたします。

④ 取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後、その翌日を起算日として、大規模買付行為等の評価の難易度等に応じて、以下の(i)又は(ii)の期間を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）として設定し、適用ある法令等に従って速やかに開示いたします。大規模買付行為等は、本プランに別段の記載なき限り、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるべきものとしします。

(i) 対価を現金（円貨）のみとする当社全株式等を対象とした公開買付けの場合には最大60日間

(ii) その他の大規模買付行為等の場合には最大90日間

ただし、上記(i)(ii)いずれにおいても、取締役会評価期間は当社取締役会が合理的に必要な事由があると認める場合に限り、延長できるものとしします（延長の期間は最大30日間としします。）。その場合は、延長期間及び当該延長期間が必要とされる具体的理由を大規模買付者に通知すると共に、適用ある法令等に従って株主及び投資家の皆様に開示いたします。

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、大規模買付者から提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社グループの企業価値ないし株主共同の利益の確保・向上の観点から、大規模買付者による大規模買付行為等の内容の検討等を行うものとしします。当社取締役会は、これらの検討等を通じて、大規模買付行為等に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、大規模買付者に通知すると共に、適用ある法令等に従って適時かつ適切に株主及び投資家の皆様に開示いたします。

また、必要に応じて、大規模買付者との間で大規模買付行為等に関する条件・方法について交渉し、更に、当社取締役会として、株主及び投資家の皆様に代替案を提示することもあります。

⑤ 対抗措置の発動に関する独立委員会の勧告

本プランでは、対抗措置の発動等にあたって、当社取締役会の恣意的判断を排除し、当社取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を確保するための機関として独立委員会

(以下、「独立委員会」といいます。)を設置し、対抗措置の発動の是非等について当社取締役会への勧告を行う仕組みとしています。独立委員会は、独立委員会規程(概要については別紙1をご参照ください。)に従い、当社社外取締役又は社外の有識者(実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士若しくは学識経験者又はこれらに準じる者)で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成されるものとします。本プランの導入当初における独立委員会の各委員の氏名及び略歴は別紙2のとおりですが、柳澤大輔氏は本総会終結時点で任期満了により退任する予定であるため、当社は、本議案及び田中宏隆氏の選任議案である第2号議案が承認された場合には、本総会后最初に開催される当社取締役会において、柳澤大輔氏の後任の委員として、田中宏隆氏(略歴は別紙2をご参照ください。)を新たに選任することを予定しています。

独立委員会は、取締役会評価期間内に、上記④の当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案と並行して、以下の手続に従い、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非に関する勧告を行うものとします。その際、独立委員会の判断が当社グループの企業価値ないし株主共同の利益の確保・向上に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した外部専門家(投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。)の助言を得ることができるものとします。なお、独立委員会が当社取締役会に対して以下の(i)又は(ii)に定める勧告をした場合には、当社取締役会は、当該勧告の事実とその概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、適用ある法令等に従って速やかに開示いたします。

(i) 大規模買付者が本プランに規定する手続を遵守しない場合

独立委員会は、大規模買付者が本プランに規定する手続につきその重要な点において違反した場合で、当社取締役会がその是正を書面により当該大規模買付者に対して要求した後5営業日(初日不算入)以内に当該違反が是正されない場合には、当社グループの企業価値ないし株主共同の利益の確保・向上のために対抗措置を発動させないことが必要であることが明白であることその他特段の事情がある場合を除き、原則として、当社取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告します。

(ii) 大規模買付者が本プランに規定する手続を遵守した場合

独立委員会は、大規模買付者が本プランに規定する手続を遵守した場合には、原則として、当社取締役会に対して対抗措置の発動を行わないよう勧告します。

ただし、本プランに規定する手続が遵守されている場合であっても、例えば以下(イ)から(ル)までに掲げる事由(これらに該当する者を、以下、総称して「濫用的買収者」といいます。)により、当該買付け等が当社グループの企業価値ないし株主共同の利益を著しく損なうものであると認められかつ対抗措置の発動が相当と判断される場合には、例外的措置として、対抗措置の発動を勧告する場合があります。

(イ) 大規模買付者が真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価を

- つり上げて高値で当社株式等を当社又は当社関係者に引き取らせる目的で当社株式等の取得を行っている又は行おうとしている者（いわゆるグリーンメイラー）であると判断される場合ないし当社株式等の取得目的が主として短期の利鞘の獲得にあると判断される場合
- (ロ) 当社の会社経営を一時的に支配して当社又は当社グループ会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先又は顧客等の当社又は当社グループ会社の資産を当該大規模買付者又はそのグループ会社等に移転する目的で当社株式等の取得を行っているとは判断される場合
 - (ハ) 当社の会社経営を支配した後に、当社又は当社グループ会社の資産を当該大規模買付者又はそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で、当社株式等の取得を行っているとは判断される場合
 - (ニ) 当社の会社経営を一時的に支配して、当社又は当社グループ会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等により処分させ、その処分利益をもって一時的に高配当をさせるかあるいは一時的に高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株式等の高値売抜けをする目的で当社株式等の取得を行っているとは判断される場合
 - (ホ) 当社の経営には特に関心を示したり、関与したりすることもなく、当社株式等を取得後、様々な策を弄して、専ら短中期的に当社株式等を当社自身や第三者に転売することで売却益を獲得しようとし、最終的には当社の資産処分まで視野に入れてひたすら自らの利益を追求しようとするものであると判断される場合
 - (ヘ) 大規模買付者の提案する当社株式等の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付けで当社株式等の全部の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式等の買付け等を行うことをいいます。）等の、株主の皆様の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主の皆様に当社株式等の売却を強要する虞がある（いわゆる強圧性がある）と判断される場合
 - (ト) 大規模買付者の提案する当社株式等の買付条件（買付対価の種類及び金額、当該金額の算定根拠、その他の条件の具体的内容（当該取得の時期及び方法を含みます。）、違法性の有無並びに実現可能性等を含みますがこれらに限られません。）が、当社の本源的企業価値に照らして著しく不十分又は不適切なものであると判断される場合
 - (チ) 大規模買付者による支配権の取得により、当社株主はもとより、企業価値の源泉である顧客、従業員その他の利害関係者との関係を破壊し、当社グループの企業価値ないし株主共同の利益の著しい毀損が予想される等、当社グループの企業価値ないし株主共同の利益の確保又は向上を著しく妨げる虞があると判断される場合
 - (リ) 大規模買付者が支配権を取得する場合における当社グループの企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該大規模買付者が支配権を取得しな

い場合における当社グループの企業価値に比べ、著しく劣後すると判断される場合

- (ヌ) 大規模買付者の経営陣又は主要株主若しくは出資者に反社会的勢力又はテロ関連組織と関係を有する者が含まれている場合等、大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として著しく不適切であると判断される場合
- (ル) その他 (イ) から (ヌ) までに準じる場合で、当社グループの企業価値ないし株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合

⑥ 取締役会の決議

当社取締役会は、上記⑤に定める独立委員会の勧告を最大限尊重するものとし、当該勧告を踏まえて当社グループの企業価値ないし株主共同の利益の確保・向上という観点から、速やかに対抗措置の発動又は不発動その他必要な決議を行うものとしします。

なお、独立委員会から対抗措置不発動の決議をすべき旨の勧告がなされた場合であっても、当社取締役会は、かかる独立委員会の勧告を最大限尊重し、当該勧告に従うことにより取締役の善管注意義務に違反する虞がある等の事情があると認める場合には、対抗措置発動の決議を行い、又は不発動の決議を行わず、対抗措置を発動するか否かを株主の皆様に向うべく、下記の⑦の方法により当社株主総会を招集することができるものとしします。

また、当社取締役会が対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、(i)大規模買付者が大規模買付行為等を中止した場合又は(ii)対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社グループの企業価値ないし株主共同の利益の確保・向上という観点から対抗措置の発動が相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、対抗措置発動の停止の決議を行うものとしします。

当社取締役会は、上記の決議を行った場合には、対抗措置の発動の要否に関する当社取締役会の評価、判断及び意見を含む当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、適用ある法令等に従って速やかに開示いたします。

⑦ 当社株主総会の招集

大規模買付者が本プランに規定する手続を遵守しない場合、当社取締役会が本プランによる対抗措置を発動することの可否について株主の意思を確認するために当社株主総会を開催すべきと判断したときには、当社取締役会は可及的速やかに当社株主総会を招集します。また、大規模買付者が本プランに規定する手続を遵守した場合であっても、当社取締役会が、当社グループの企業価値ないし株主共同の利益の確保・向上という観点から対抗措置発動の決議を行う場合には、当社取締役会は可及的速やかに当社株主総会を招集します。これらの場合には、大規模買付行為等は、当社株主総会における対抗措置の発動議案の否決及び当該株主総会の終結後に行われるべきものとしします。当該株主総会において本プランによる対抗措置の発動承認議案が可決された場合、当社取締役会は、当該大規模買付行為等に対して本プランによる対抗措置発動の決議を行うこととしします。なお、当該株主総会において本プランによる対抗措置の発動承認議案が否決された場合には、当該大規

模買付行為等に対しては本プランによる対抗措置の発動は行われません。

当該株主総会の招集手続が執られた場合であっても、その後、当社取締役会において対抗措置不発動の決議を行った場合や、大規模買付者が本プランに規定する手続を遵守しない場合で、当社取締役会にて対抗措置の発動を決議することが相当であると判断するに至った場合には、当社は当社株主総会の招集手続を取り止めることができます。かかる決議を行った場合も、当社は、対抗措置の発動の要否に関する当社取締役会の評価、判断及び意見を含む当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、適用ある法令等に従って速やかに開示いたします。

(2) 本プランにおける対抗措置の具体的内容

当社が本プランに基づき発動する対抗措置は、原則として新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）の無償割当てとします。ただし、法令等及び当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合には当該その他の対抗措置が用いられることもあり得るものとします。

本プランに基づき発動する対抗措置として本新株予約権の無償割当てを行う場合の概要は、別紙3「新株予約権無償割当ての概要」に記載のとおりとしますが、実際に本新株予約権の無償割当てをする場合には、(i)当社取締役会が所定の手続に従って定める一定の大規模買付者並びにその共同保有者及び特別関係者並びにこれらの者が実質的に支配し、これらの者と共同ないし協調して行動する者として当社取締役会が認めた者等（以下、「例外事由該当者」といいます。）による権利行使は認められないとの行使条件又は(ii)当社が本新株予約権の一部を取得することとするとともに、例外事由該当者以外の株主が所有する本新株予約権のみを取得することができる旨を定めた取得条項や、例外事由該当者以外の株主が所有する本新株予約権については当社普通株式を対価として取得する一方、例外事由該当者が所有する本新株予約権については一定の行使条件や取得条項が付された別の新株予約権を対価として取得する旨の取得条項等、大規模買付行為等に対する対抗措置としての効果を勘案した行使期間、行使条件、取得条項等を設けることがあります。

(3) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、本総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。

ただし、当該有効期間の満了前であっても、当社株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

なお、当社取締役会は、法令等の変更又はこれらの解釈・運用の変更、又は税制、裁判例等の変更に伴い合理的に必要な範囲で、随時、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、又は変更することができるものとします。他方、当社取締役会が、本プランの内容について当社株主の皆様の実質的な影響を与えるような変更を行う場合には、改めて直近で開催される株主総会に付議し株主の皆様のご承認をいただくことといたします。

当社は、本プランが廃止され又は本プランの内容について当社株主の皆様の実質的な影響を与えるような変更が行われた場合には、当該廃止又は変更の事実及び（変更の場合には）変更内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、法令等に従って速やかに開示いたします。

3. 本プランの合理性

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しており、かつ、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」並びに東京証券取引所が有価証券上場規程の改正により2015年6月1日に導入し、2018年6月1日及び2021年6月11日にそれぞれ改訂を行った「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1-5. いわゆる買収防衛策」その他の買収防衛策に関する実務・議論を踏まえた内容となっており、高度の合理性を有するものです。

(1) 企業価値ないし株主共同の利益の確保・向上の原則

本プランは、上記1. に記載のとおり、当社株式等に対する大規模買付行為等がなされた際に、当該大規模買付行為等に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社グループの企業価値ないし株主共同の利益を確保し、向上させることを目的とするものです。

(2) 事前開示・株主意思の原則

当社は、取締役会において決議された本プランによる買収防衛策の導入を本議案としてお諮りすることを通じて、株主の皆様のご意思を確認させていただきます。また、上記2. (3)に記載したとおり、本プランは、本総会においてご承認いただいた後も、当社株主総会において選任された取締役で構成される取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合には、その時点で廃止されるものとしています。加えて、大規模買付者が本プランに定める手続を遵守している場合には、対抗措置の発動の決定に関して必ず株主総会を招集するものとしています。従いまして、本プランの存続には、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっています。

(3) 必要性・相当性確保の原則

① 独立委員会の設置及びその勧告の最大限の尊重と情報開示の徹底

当社は、上記2. に記載のとおり、本プランに基づく大規模買付行為等への対抗措置の発動等に関する当社取締役会の恣意的判断を排し、当社取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を確保することを目的として、当社社外取締役又は社外の有識者（実績のある

会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士若しくは学識経験者又はこれらに準じる者)で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会を設置し、当社取締役会は、対抗措置の発動又は不発動の決議に際して独立委員会の勧告を最大限尊重することとしています。また、独立委員会の判断が当社グループの企業価値ないし株主共同の利益の確保・向上に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した外部専門家（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとしています。

更に、当社は、独立委員会の判断の概要について株主及び投資家の皆様に法令等に従って情報開示を行うこととし、当社グループの企業価値ないし株主共同の利益に資するよう本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しています。

② 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、上記2. に記載のとおり、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

③ デッドハンド型若しくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記2. (3)に記載のとおり、本プランは、当社株主総会で選任された取締役で構成される取締役会の決議により、いつでも廃止することができるものとされています。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

4. 株主及び投資家の皆様への影響等

(1) 本プランによる買収防衛策の導入時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランによる買収防衛策の導入に際して、本新株予約権の発行自体は行われません。従って、本プランによる買収防衛策の導入が株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

なお、上記2. (1)に記載のとおり、大規模買付者が本プランを遵守するか否か等により当該買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、本新株予約権の無償割当てを行う場合には、当社取締役会が別途定める一定の日（以下、「割当て期日」といいます。）における株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき本新株予約権1個を上限とした割合で、本新株予約権が無償にて割り当てられます。このような仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においても、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じ

るものの保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じず、株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

ただし、例外事由該当者につきましては、この対抗措置の発動により、結果的に、法的権利又は経済的利益に何らかの影響が生じる場合があります。

なお、当社が、本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であって、その後に対抗措置発動の停止を決定した場合には、当社株式の株価に相応の変動が生じる可能性があります。例えば、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が対抗措置の発動を停止し、本新株予約権を無償取得して新株を交付しない場合には、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じないことになるため、当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った株主及び投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性がある点にご留意ください。

また、本新株予約権の行使又は取得に関して差別的条件を付す場合には、当該行使又は取得に際して、例外事由該当者の法的権利、経済的利益に影響が生じることが想定されますが、この場合であっても、例外事由該当者以外の株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

(3) 本新株予約権の無償割当てに伴う株主の皆様の手続

本新株予約権の割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様は、当該新株予約権の無償割当ての効力発生日において当然に新株予約権者となるため、申込みの手続は不要です。

また、無償割当てがなされる本新株予約権に取得条項が付され、当社が本新株予約権を取得する場合、株主の皆様は、新株予約権の行使価格相当の金銭を払い込むことなく、当社による本新株予約権の取得の対価として、当社株式を受領することになります。ただし、例外事由該当者については、その有する本新株予約権が取得の対象とならないことがあるほか、例外事由該当者の有する本新株予約権について、取得に係る本新株予約権と同数の新株予約権で一定の行使条件や取得条項が付された別の新株予約権を対価として取得することもあります。以上のほか、割当て方法、行使の方法及び当社による取得の方法、株式の交付方法等の詳細については、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行われた後、当社は、その手続の詳細に関して、適用ある法令等に基づき、適時かつ適切に開示又は通知を行いますので当該開示又は通知の内容をご確認ください。

以 上

- 1 金融商品取引法第27条の23第1項に規定される「株券等」を意味するものとします。以下別段の定めがない限り同じとします。
- 2 金融商品取引法第27条の23第4項に規定される「株券等保有割合」を意味するものとします。以下別段の定めがない限り同じとしますが、かかる株式等保有割合の計算上、(イ) 同法第27条の2第7項に定義される特別関係者、(ロ) 当該特定の株主との間でフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関並びに当該特定の株主の公開買付代理人、主幹事証券会社（以下、「契約金融機関等」といいます。）、弁護士並びに会計士その他のアドバイザー、並びに（ハ）上記（イ）及び（ロ）に該当する者から市場外の相対取引又は東京証券取引所の市場内立会外取引（ToSTNeT-1）により当社株式等を譲り受けた者は、本プランにおいては当該特定の株主の共同保有者（金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされると当社取締役会が認めた者を含みます。以下同じ）とみなします。また、かかる株式等保有割合の計算上、当社の発行済株式の総数は、当社が公表している直近の情報を参照することができるものとします。
- 3 売買その他の契約に基づく株式等の引渡請求権を有すること及び金融商品取引法施行令第14条の6に規定される各取引を行うことを含みます。
- 4 金融商品取引法第27条の2第1項に規定される「株券等」を意味するものとします。以下(ii)において同じとします。
- 5 金融商品取引法第27条の2第8項に規定される「株券等所有割合」を意味するものとします。以下別段の定めがない限り同じとします。なお、かかる株式等所有割合の計算上、当社の総議決権の数は、当社が公表している直近の情報を参照することができるものとします。
- 6 金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第2条第2項で定める者を除きます。なお、(i)共同保有者及び(ii)契約金融機関等は、本プランにおいては当該特定の株主の特別関係者とみなします。以下別段の定めがない限り同じとします。
- 7 買付けその他の有償の譲受け及び金融商品取引法施行令第6条第3項に規定される有償の譲受けに類するものを含みます。
- 8 「当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かの判定は、新たな出資関係、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係、デリバティブや貸株等を通じた当社株式等に関する実質的な利害関係等の形成や、当該特定の株主及び当該他の株主が当社に対して直接・間接に及ぼす影響等を基礎に行うものとします。
- 9 本文の(iii)所定の行為がなされたか否かの判断は、当社取締役会が独立委員会の勧告に基づき合理的に行うものとします。なお、当社取締役会は、上記(iii)の要件に該当するか否かの判定に必要な範囲において、当社の株主に対して必要な情報の提供を求めています。
- 10 金融商品取引法第27条の26第1項、金融商品取引法施行令第14条の8の2第1項、及び株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定される重要提案行為等をいいます。以下同じとします。
- 11 営業日とは、行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日以外の日をいいます。以下同じとします。

以上

独立委員会規程の概要

1. 独立委員会は、当社取締役会の決議により、大規模買付行為等への対抗措置の発動等に関する当社取締役会の恣意的判断を排し、当社取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を確保することを目的として、設置される。
2. 独立委員会委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立した、(1)当社社外取締役又は(2)社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士、若しくは学識経験者又はこれらに準じる者）のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会の決議に基づき選任される。なお、当社は、独立委員会委員との間で、善管注意義務及び秘密保持義務に関する規定を含む契約を締結する。
3. 独立委員会の委員の任期は、選任のときから3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の日又は別途当該独立委員会委員と当社が合意した日までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではない。
4. 独立委員会は、各取締役又は各独立委員会委員が招集する。
5. 独立委員会の議長は、各独立委員会委員の互選により選定される。
6. 独立委員会の決議は、原則として、独立委員会委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、独立委員会委員のいずれかに事故があるときその他特段の事由があるときは、当該独立委員会委員を除く独立委員会委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。
7. 独立委員会は、以下の各号に記載される事項について審議の上決議し、その決議内容を、理由を付して当社取締役会に対して勧告する。
 - (1) 本プランに係る対抗措置の発動の是非
 - (2) 本プランに係る対抗措置発動の停止
 - (3) 本プランの廃止及び変更
 - (4) その他本プランに関連して当社取締役会が任意に独立委員会に諮問する事項各独立委員会委員は、独立委員会における審議及び決議においては、専ら当社グループの企業価値ないし株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己又は当社経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
8. 独立委員会は、必要に応じて、当社の取締役又は従業員その他必要と認める者を出席させ、独立委員会が求める事項に関する意見又は説明を求めることができる。
9. 独立委員会は、その職務の遂行に当たり、当社の費用により、当社の業務執行を行う経営陣から独立した外部専門家（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）から助言を得ることができる。

以上

独立委員会委員の氏名及び略歴

本プランの導入当初における独立委員会の委員は、北川徹氏、柳澤大輔氏、伊賀泰代氏の3名です。本プランの導入当初の独立委員会の委員の取締役としての任期は、本総会の終結の時までとなっていますが、同3名のうち、柳澤大輔氏は任期満了により退任する予定であるため、当社は、本議案及び田中宏隆氏の選任議案である第2号議案が承認された場合には、本総会後最初に開催される当社取締役会において、柳澤大輔氏の後任の委員として、田中宏隆氏を新たに選任することを予定しています。

<本プランの導入当初時点>

氏名 北川 徹 (きたがわ とおる)

略歴 1960年8月4日生

- 1983年4月 兼松江商株式会社 (現 兼松株式会社) 入社
- 1999年11月 日本通信株式会社 入社 経営企画室長
- 2001年2月 日本ボルチモアテクノロジーズ株式会社 入社 財務担当上席執行役員
- 2002年1月 リーバイ・ストラウス ジャパン株式会社 入社
ファイナンスコントローラー
- 2006年9月 スターバックス コーヒー ジャパン株式会社 入社 CFO/オフィサー
- 2016年3月 当社取締役 就任 (現任)
- 2017年6月 KOA株式会社 社外取締役 (現任)
- 2018年3月 株式会社カヤック社外取締役 (現任)

氏名 柳澤 大輔 (やなぎさわ だいすけ)

略歴 1974年2月19日生

- 1996年4月 株式会社ソニー・ミュージックエンタテインメント 入社
- 1998年8月 合資会社カヤック設立 無限責任社員
- 2005年1月 株式会社カヤック設立 代表取締役
- 2014年12月 同社代表取締役CEO (現任)
- 2015年9月 株式会社テー・オー・ダブリュー社外取締役 (現任)
- 2016年3月 当社取締役 就任 (現任)
- 2019年10月 INCLUSIVE株式会社社外取締役 (現任)

氏名 伊賀 泰代 (いが やすよ)

略歴 1963年4月6日生

- 1986年4月 日興証券株式会社 (現 SMBC日興証券株式会社) 入社
- 1993年6月 カリフォルニア大学バークレー校経営大学院修士号取得

1993年 8月 マッキンゼー・アンド・カンパニー インコーポレイテッド・ジャパン
入社
1998年 5月 同社採用マネージャー
2010年12月 組織・人事コンサルタントとして独立
2017年 3月 当社取締役 就任 (現任)

<本総会終結後選任予定>

氏名 田中 宏隆 (たなか ひろたか)

略歴 1974年10月7日生

1998年 4月 松下電器産業株式会社 (現 パナソニック株式会社) 入社
2007年 9月 マッキンゼー・アンド・カンパニー インコーポレイテッド・ジャパン
入社
2015年10月 株式会社ベイカレント・コンサルティング 入社
2017年 1月 株式会社シグマクシス 入社
2020年 4月 一般社団法人SPACE FOODSPHERE 理事 (現任)
2021年 4月 株式会社シグマクシス 常務執行役員 (現任)
2022年 1月 ベースフード株式会社 社外取締役 (現任)

(注) 当社との関係について

- ・当社は、北川徹氏、柳澤大輔氏及び伊賀泰代氏を、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出しています。
- ・田中宏隆氏は、本総会で選任議案が承認可決された場合には、会社法第2条第15号に規定される当社の社外取締役就任に就任する予定です。また、当社は、同氏を東京証券取引所に対し、独立役員として届け出る予定です。
- ・各委員と当社との間に特別の利害関係はありません。

以 上

新株予約権無償割当ての概要

1. 本新株予約権の割当総数

本新株予約権の割当総数は、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会決議（以下、「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において当社取締役会が別途定める一定の日（以下、「割当て期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を除きます。）と同数を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。

2. 割当対象株主

割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その保有する当社普通株式（ただし、同時点において、当社の有する当社株式を除きます。）1株につき1個を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める割合で本新株予約権の無償割当てをします。

3. 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日とします。

4. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「対象株式数」といいます。）は、1株を上限として当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。ただし、当社が株式の分割又は株式の併合等を行う場合は、所要の調整を行うものとします。

5. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価格

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社普通株式1株当たりの金額は1円以上で当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める額とします。

6. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。

7. 本新株予約権の行使条件

新株予約権の行使条件は当社取締役会において別途定めるものとします（なお、当社取締役会が所定の手続に従って定める一定の大規模買付者並びにその共同保有者及び特別関係者並び

にこれらの者が実質的に支配し、これらの者と共同ないし協調して行動する者として当社取締役会が認めた者等（以下、「例外事由該当者」といいます。）による権利行使は認められないとの行使条件等、大規模買付行為等に対する対抗措置としての効果を勘案した行使条件を付すこともあり得ます。）。

8. 当社による本新株予約権の取得

当社は、一定の事由が生じたこと又は当社取締役会が別途定める日が到来したことを条件として、取締役会の決議に従い、本新株予約権の全部又は例外事由該当者以外の株主が保有する本新株予約権のみを取得することができる旨の取得条項や、例外事由該当者以外の株主が所有する本新株予約権については当社普通株式を対価として取得する一方、例外事由該当者が保有する本新株予約権については一定の行使条件や取得条項が付された別の新株予約権を対価として取得する旨の取得条項等、大規模買付行為等に対する対抗措置としての効果を勘案した取得条項等を付すことがあり得ます。

9. 対抗措置発動の停止等の場合の無償取得

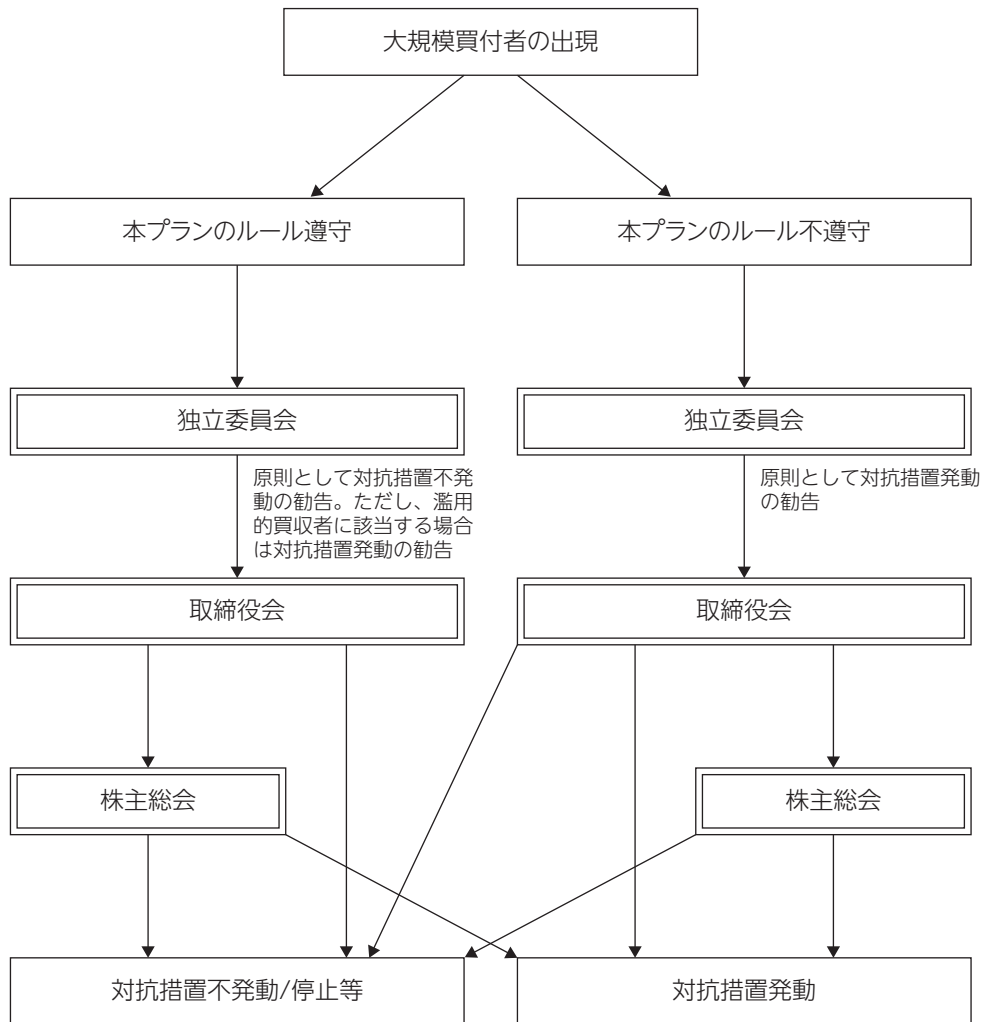
当社取締役会が、対抗措置の発動を停止した場合その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める場合には、当社は、本新株予約権の全部を無償にて取得することができるものとします。

10. 本新株予約権の行使期間等

本新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

以 上

本プランの手續の流れに関する概要



※ 本図は、本プランの手續の流れに関する概要を記載したものです。詳細につきましては、本議案の本文をご参照ください。

事業報告（2021年1月1日から2021年12月31日まで）

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した設備投資の総額は179百万円であり、その主なものは、本社移転に伴う建物附属設備の取得及びサービス開発に係る器具備品等の取得です。

(2) 資金調達の状況

特筆すべき事項はありません。

(3) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

特筆すべき事項はありません。

(4) 重要な親会社及び子会社の状況

① 重要な親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
CookpadTV株式会社	100百万円	50.93%	料理動画事業
Cookpad Limited	83,995千ポンド	100.0%	海外子会社の統括
Cookpad Spain, S.L.	611千ユーロ	100.0%	レシピサービスの開発及び運営
PT COOKPAD DIGITAL INDONESIA	300千米ドル	100.0%	レシピサービスの開発及び運営
Cookpad MENA S.A.L.	70,000千 レバノンポンド	100.0%	レシピサービスの開発及び運営
Cookpad Rus LLC	10千ルーブル	100.0%	レシピサービスの開発及び運営

2. 会社役員の状況

(1) 取締役及び執行役の状況 (2021年12月31日現在)

① 取締役

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
佐野 陽光	取締役 指名報酬委員	該当事項はありません。
岩田 林平	取締役	該当事項はありません。
北川 徹	取締役 監査委員	KOA株式会社社外取締役 株式会社カヤック社外取締役
柳澤 大輔	取締役 報酬委員 監査委員	株式会社カヤック代表取締役CEO 株式会社テー・オー・ダブリュー社外取締役 INCLUSIVE株式会社社外取締役
伊賀 泰代	取締役 指名報酬委員	組織・人事コンサルタント

- (注) 1. 北川徹氏、柳澤大輔氏及び伊賀泰代氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。
 2. 監査委員長北川徹氏は、スターバックス コーヒー ジャパン株式会社におけるCFO/オフィサーとしての経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。
 3. 北川徹氏、柳澤大輔氏及び伊賀泰代氏は、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ています。
 4. 佐野陽光氏は、当社の大株主です。
 5. 佐野陽光氏及び岩田林平氏は執行役を兼務しています。
 6. 当社は、監査委員会の職務を補助する常勤の監査補助者を配置しているため、常勤の監査委員の選定を行っていません。
 7. 当社は、社外取締役全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める額を責任の限度としています。
 8. 当社は、取締役全員と、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により填補することとしています。

② 執行役

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
岩田 林平	代表執行役	該当事項はありません。
佐野 陽光	執行役	該当事項はありません。
犬飼 茂利男	執行役	該当事項はありません。
保田 朋哉	執行役	該当事項はありません。
福崎 康平	執行役	該当事項はありません。
成田 一生	執行役	該当事項はありません。
Rebecca Ripplin	執行役	該当事項はありません。
Elena Gianni	執行役	該当事項はありません。

- (注) 1. 岩田林平氏及び佐野陽光氏は取締役を兼務しています。
 2. 佐野陽光氏は、当社の大株主です。

3. 当事業年度中の執行役の異動は以下のとおりです。
Rebecca Rippin氏及びElena Gianni氏は2021年3月23日開催の取締役会において新たに選任され、就任しました。
4. 当社は、執行役全員と、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により填補することとしています。

(2) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等の関係
他の法人等の重要な兼職の状況は40頁に記載のとおりです。また、当社と当該他の法人等との間に特別な利害関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

氏名	主な活動状況
北川 徹	<p>【取締役会及び監査委員会への出席状況】 当事業年度開催の取締役会14回の全て、監査委員会8回の全てに出席しています。</p> <p>【主な活動状況】 スターバックス コーヒー ジャパン(株)CFO/オフィサー（戦略・ファイナンス・サプライチェーン等を担当）を含む複数のB2Cブランド事業での戦略・財務の経験から、当社の経営全般に対する助言提言等を行っています。その結果、当社の経営に対する監督・助言の提供という役割を適切に果たしています。</p>
柳澤 大輔	<p>【取締役会及び監査委員会への出席状況】 当事業年度開催の取締役会14回の全て、監査委員会8回の全てに出席しています。</p> <p>【主な活動状況】 (株)カヤックの代表取締役CEOとして上場企業の経営経験及び保有する豊富なIT知識に基づき、当社の経営全般に対する助言提言等を行っています。その結果、当社の経営に対する監督・助言の提供という役割を適切に果たしています。</p>
伊賀 泰代	<p>【取締役会及び監査委員会への出席状況】 当事業年度開催の取締役会14回の全て、監査委員会8回の全てに出席しています。</p> <p>【主な活動状況】 コンサルティング会社の採用マネージャー、組織・人事コンサルタントとしての人事、採用、人材開発における豊富な知見に基づき、当社の経営全般に対する助言提言等を行っています。その結果、当社の経営に対する監督・助言の提供という役割を適切に果たしています。</p>

(3) 取締役及び執行役の報酬等の総額

区 分	報酬の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			支給人員(名)
		基本報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	30 (18)	30 (18)	—	—	5 (3)
執 行 役	105	96	—	9	8
合 計	135 (18)	126 (18)	—	9	11

- (注) 1. 取締役兼執行役2名の報酬は、取締役としての報酬と執行役としての報酬を区別して記載していますので、支給人員数と各区分の支給人員の合計が相違しています。
2. 非金銭報酬等として執行役に対してストック・オプションを付与しています。当該ストック・オプションの内容及びその付与状況は3. 新株予約権等の状況に記載のとおりです。
3. 当社グループの当社の取締役及び執行役に対する報酬の総額は、以下のとおりです。
- ・取締役(社外取締役を含む) 30百万円
 - ・執行役 280百万円

(4) 各会社役員の報酬等の額又はその算定方法に係る決定に関する事項

当社の各役員の報酬等の内容の決定に関する方針は、下記のとおり報酬委員会にて定めています。

① 取締役の報酬

取締役の報酬は、固定報酬とすることとし、その支給水準は、経済情勢、当社を取り巻く環境及び各取締役の職務の内容を参考にすると共に、監督活動の頻度、時間に応じた報酬を勘案し、相当と思われる額を決定することとしています。

② 執行役の報酬

執行役の報酬は、固定報酬、株式報酬とすることとし、その支給水準については、経済情勢、当社を取り巻く環境及び各執行役の職務の内容を勘案し、相当と思われる額を決定することとしています。

(5) 執行役等の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると報酬委員会が判断した理由

当該事業年度における執行役等の個人別の報酬等の内容は、固定報酬及び株式報酬共に各執行役等の役割を鑑みて決定しています。この決定は、報酬委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、個人別の報酬等の内容は決定方針に沿うものであると判断しています。

3. 新株予約権等の状況

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（2021年12月31日現在）

		第8回新株予約権	第9回新株予約権
発行決議日		2017年10月15日	2018年7月27日
新株予約権の払込金額		新株予約権1個当たり100円を払い込むことを要する。	金銭を払い込むことを要しない。
役員 の 保 有 状 況	取締役及び 執行役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数：19,895個 目的となる株式数： 普通株式1,989,500株 保有者数：2名	新株予約権の数：1,210個 目的となる株式数： 普通株式121,000株 保有者数：7名
	社外取締役	新株予約権の数：0個 目的となる株式数：0株 保有者数：0名	新株予約権の数：0個 目的となる株式数：0株 保有者数：0名
新株予約権の行使に際して 出資される財産の額		新株予約権1個当たり 75,400円（1株当たり754円）	新株予約権1個当たり 47,600円（1株当たり476円）
権利行使期間		2022年10月31日から 2047年10月30日まで	2023年7月28日から 2028年7月27日まで
行使の条件		(別記1)	(別記2)
		第10回新株予約権	第11回新株予約権
発行決議日		2019年8月13日	2020年3月26日
新株予約権の払込金額		金銭を払い込むことを要しない。	金銭を払い込むことを要しない。
役員 の 保 有 状 況	取締役及び 執行役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数：690個 目的となる株式数： 普通株式69,000株 保有者数：6名	新株予約権の数：690個 目的となる株式数： 普通株式69,000株 保有者数：6名
	社外取締役	新株予約権の数：0個 目的となる株式数：0株 保有者数：0名	新株予約権の数：0個 目的となる株式数：0株 保有者数：0名
新株予約権の行使に際して 出資される財産の額		新株予約権1個当たり 30,900円（1株当たり309円）	新株予約権1個当たり 34,700円（1株当たり347円）
権利行使期間		2024年8月14日から 2029年8月13日まで	2025年3月27日から 2030年3月26日まで
行使の条件		(別記3)	(別記4)

		第12回新株予約権
発行決議日		2021年3月25日
新株予約権の払込金額		金銭を払い込むことを要しない。
役員 の 保 有 状 況	取締役及び 執行役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数： 1,550個 目的となる株式数： 普通株式155,000株 保有者数： 8名
	社外取締役	新株予約権の数： 0個 目的となる株式数： 0株 保有者数： 0名
新株予約権の行使に際して 出資される財産の額		新株予約権 1個当たり 32,800円 (1株当たり328円)
権利行使期間		2026年3月26日から 2031年3月25日まで
行使の条件		(別記4)

(別記1)

行使の条件

- ① 本新株予約権の割当日以降、新株予約権者が当社の執行役又は従業員のいずれの地位も喪失した日の翌日（以下、「起算日」という。）から8年後の応当日までに提出された各有価証券報告書に記載される営業利益（当該各有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）の営業利益をいう。以下同じ。）のいずれかが150億円を超過している場合に限り、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、以下に定められた割合の個数（1個未満の端数が生じる場合には、これを切り捨てる。）を、起算日から5年後の応当日から、8年後の応当日までの間、行使することができる。
 - (a)2018年10月30日（同日を含む。以下本項において同じ。）までに、当社の執行役又は従業員のいずれの地位も喪失した場合：20%
 - (b)2018年10月31日から2019年10月30日までの間に、当社の執行役又は従業員のいずれの地位も喪失した場合：40%
 - (c)2019年10月31日から2020年10月30日までの間に、当社の執行役又は従業員のいずれの地位も喪失した場合：60%
 - (d)2020年10月31日から2021年10月30日までの間に、当社の執行役又は従業員のいずれの地位も喪失した場合：80%

(e)2021年10月31日以降、当社の執行役又は従業員のいずれの地位も喪失した場合：100%

なお、当社の事業年度の変更、国際財務報告基準の変更等により、参照すべき営業利益の概念等に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

- ② 新株予約権者が死亡した場合は、当社の取締役会決議に基づき別途当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定める相続人又は受遺者に限り、当該本新株予約権者に付与された権利の範囲内で本新株予約権を行使できる。
- ③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできないものとする。
- ④ 本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできないものとする。
- ⑤ その他の条件については、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

(別記2)

行使の条件

- ① 本新株予約権を保有する新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社、当社子会社又は当社子会社の重要な業務委託先の取締役、執行役、監査役又は従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、死亡、転籍その他当社取締役会が正当な理由があると認めた場合にはこの限りではない。
- ② 本新株予約権者が行使期間前から休職しておらず、且つ本新株予約権者が行使期間中に死亡した場合は、相続開始後 1 年内に限り、その相続人が当社所定の手続きに従い、当該本新株予約権者が付与された権利の範囲内で本新株予約権を行使できるものとする。ただし、相続人死亡による再相続は認めない。
- ③ 本新株予約権者は、本新株予約権を、別途当社と割当者が締結する割当契約に定める条件を達成した場合に限り、当該契約に定める期間の限度において行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき 1 個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。
- ④ その他の条件については、(別記1) 行使の条件の③④⑤に記載の内容と同様である。

(別記3)

行使の条件

- ① 本新株予約権を保有する新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、執行役、監査役又は従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、死亡、転籍その他当社取締役会が正当な理由があると認めた場合にはこの限りではない。
- ② 本新株予約権者が行使期間前から休職しておらず、且つ本新株予約権者が行使期間中に死亡した場合は、相続開始後1年内に限り、その相続人が当社所定の手続きに従い、当該本新株予約権者が付与された権利の範囲内で本新株予約権を行使できるものとする。ただし、相続人死亡による再相続は認めない。
- ③ 本新株予約権者は、本新株予約権を、別途当社と割当者が締結する割当契約に定める条件を達成した場合に限り、当該契約に定める期間の限度において行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。
- ④ その他の条件については、(別記1) 行使の条件の③④⑤に記載の内容と同様である。

(別記4)

行使の条件

- ① 本新株予約権を保有する新株予約権者(以下「本新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、執行役、監査役又は従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、死亡、転籍その他当社取締役会が正当な理由があると認めた場合にはこの限りではない。
- ② 本新株予約権者が行使期間前から休職しておらず、且つ本新株予約権者が行使期間中に死亡した場合は、死亡後1年内に限り、その相続人又は法定代表者が当社所定の手続きに従い、当該本新株予約権者が付与された権利の範囲内で本新株予約権を行使できるものとする。
- ③ 本新株予約権者は、本新株予約権を、別途当社と本新株予約権者が締結する割当契約に定める条件を達成した場合に限り、当該契約に定める期間の限度において行使することができるものとする。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。
- ④ その他の条件については、(別記1) 行使の条件の③④⑤に記載の内容と同様である。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

		第12回新株予約権
発行決議日		2021年3月25日
新株予約権の払込金額		金銭を払い込むことを要しない。
使用人等への 交付状況	当社使用人	新株予約権の数： 1,500個 目的となる株式数： 普通株式150,000株 交付者数： 38名
	子会社の役員及び使用人	新株予約権の数： 1,520個 目的となる株式数： 152,000株 交付者数： 21名
新株予約権の行使に際して出資される財産の額		新株予約権1個当たり 32,800円（1株当たり328円）
権利行使期間		2026年3月26日から 2031年3月25日まで
行使の条件		(別記1)

(別記1)

行使の条件

- ① 本新株予約権を保有する新株予約権者(以下「本新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、執行役、監査役又は従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、死亡、転籍その他当社取締役会が正当な理由があると認めた場合にはこの限りではない。
- ② 本新株予約権者が行使期間前から休職しておらず、且つ本新株予約権者が行使期間中に死亡した場合は、死亡後1年内に限り、その相続人又は法定代表者が当社所定の手続きに従い、当該本新株予約権者が付与された権利の範囲内で本新株予約権を行使できるものとする。
- ③ 本新株予約権者は、本新株予約権を、別途当社と本新株予約権者が締結する割当契約に定める条件を達成した場合に限り、当該契約に定める期間の限度において行使することができるものとする。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。
- ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできないものとする。
- ⑤ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできないものとする。
- ⑥ その他の条件については、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

■ 当社 I R（投資家向け）情報 ホームページのご案内 ■

決算短信、有価証券報告書及び各種リリースに加えて、『2021年12月期決算説明会』のプレゼンテーション動画や配布資料を掲載しています。

ご参照いただけますと幸いです。

< I R（投資家向け）情報 ホームページ >

<https://info.cookpad.com/ir>

定時株主総会 会場ご案内図



会場

神奈川県横浜市中央区新港 1-1-1
横浜赤レンガ倉庫 1号館 ホール&スペース(3階)

交通

JR・市営地下鉄 「桜木町駅」より自動車道経由で徒歩約15分
「関内駅」より徒歩約15分

みなとみらい線 「馬車道駅」又は「日本大通り駅」より徒歩約6分
「みなとみらい駅」より徒歩約12分

